

議案第 1 2 号

宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を
制定するについて

宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

宇治市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年宇治市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号本文中「、9,700円」を「、10,000円」に改め、同号ただし書中「、14,500円」を「、15,000円」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号」を「433円を、第2号から第5号」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中

「 を

12,900円	13,700円	14,500円
11,300円	12,100円	12,900円
9,700円	10,500円	11,300円

」

「 に

13,340円	14,170円	15,000円
11,670円	12,500円	13,340円
10,000円	10,840円	11,670円

」

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき理由の生じた宇治市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定

する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに施行日前に支給すべき理由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第４条第３号に規定する傷病補償年金、同条第４号アに規定する障害補償年金及び同条第６号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき理由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき理由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。